

南箕輪村第5次行政改革大綱

～村民との協働による行政改革～

平成23年3月

南箕輪村

◇ はじめに ◇

本村の行政改革は、柔軟で効率的な行政運営の実現と行政システムの改革を目指し、平成 17 年 11 月に策定された「第 4 次南箕輪村行政改革大綱」（平成 18 年度から平成 22 年度）に基づき取り組んできました。

特に、総務省が全国の地方公共団体に対して、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示すとした「南箕輪村行政改革大綱実施計画」（集中改革プラン）を定め、改革事項について、現状、取組内容、目標効果、実施年度を具体的に表し、実効性のある計画を積極的に取り組み、多くの改革が実現できたところです。

この間、高齢化の進行、世界同時不況による景気の低迷など、村を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しく、また、地方分権が本格的にスタートしたことにより、行政システムも地方分権型構造への転換が迫られるなど、村としても新たな対応が必要となったところでもあります。

今回策定した「第 5 次南箕輪村行政改革大綱」は、「第 4 次南箕輪村行政改革大綱」で掲げた主要事項を引き続き推進するとともに、第 4 次総合計画（後期基本計画）に基づく各施策を実行するために必要な行政システムの改革を目指すものであり、今後 5 年間に取り組むべき行政改革の基本施策を明らかにするため策定したものです。

I 行政改革の基本方針

1 計画の目的

平成 17 年に自立の道を選択した当村は、村民ニーズが多様化、高度化し、また、さまざまな行政課題や景気の低迷を背景に、村税収入や国等の補助金・交付金が減少する中、あらゆるニーズに対応する事業を実施してまいりました。しかしながら、村を取り巻く環境は、これまでのような行政主導による活動では対応が難しくなっており、「自立・協働のむらづくり」という基本理念を共有し、村民と行政が対等な立場での協働、情報共有、お互いが良きパートナーとしての役割を分担しながら、魅力と活力のある住みよいむらづくりを推進する必要があります。

行政改革の推進にあたっては、第 4 次行政改革大綱で構築した行政評価システムを検証し、外部専門家も含めた評価システムへの構築を図りながら、新たな時代に対応した行財政運営や村民と行政との協働によるむらづくりを実現します。

2 基本方針

- ・ 村民と行政の協働による行政改革の推進
- ・ 行政評価[※]を核とした事務事業の見直しによる、効率化、投資効果の向上

※行政評価

行政の政策体系である、政策－施策－事務事業の各レベルで、どれだけの成果が現れているかを検証し、判断すること。

3 計画期間

この行政改革は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 か年を計画期間とします。

II 行政改革推進上の主要事項

1 協働によるむらづくり

(1) 協働と役割分担

「協働」によるむらづくりとは、第4次総合計画で掲げた村の将来像「みんなで創ろう住みよい南箕輪～人・自然・協働」を実現するため、村民と行政が互いの違いを認め尊重し合い、それぞれが持っている出来る限りの知恵や資源を持ち寄り、それぞれが責任と役割を分担して、住みよいむらづくりをすすめることです。**村民と行政が相互に自立し、対等な関係のもとお互いの役割を理解し、その役割を果たすことが重要であり、この協働のむらづくりを実践するため、村民及び職員一人ひとりの意識改革に積極的に取り組みます**

<図1>

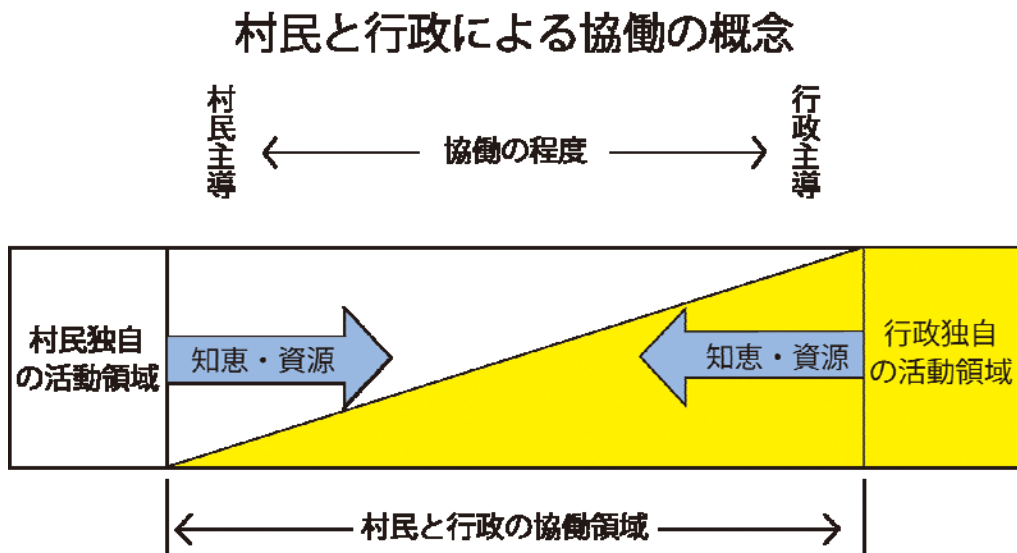


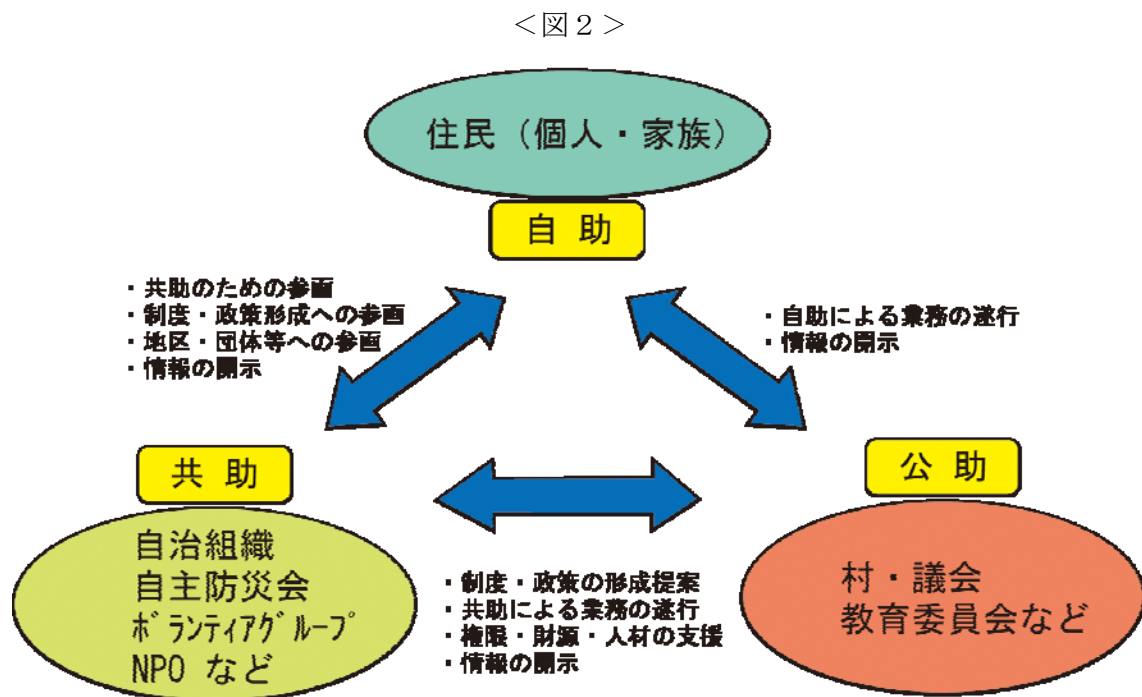
図1は、村民と行政による協働の概念を示したものであり、左右の領域は、それぞれの主体（村民と行政）が自らの責任のもとで自分が行わなければならない活動の領域を表しています。例えば、住民にとっては日頃の近所づきあいを通じての相互扶助、行政にとっては税金等の徴収などは、独自の活動領域といえます。そして、村民独自の活動領域と行政独自の活動領域の両方から、両者が持っている生活に関する「知恵」や、人材、人員あるいは資金、ネットワークといった「資源」を、共通の目標であるむらづくりのために持ち寄ることを示しています。

また、議論の主導権は、どちらが合理的かという点で決まります。課題が全村的な広がりを持ち、大がかりな準備や広報が必要な場合は行政が主体に取り

組み、課題が個別で個々の対応が必要な場合は、村民が主体で取り組んだ方が合理的と言えます。

(2) 自助・共助・公助 <図2>

- ① 自分の責任で自分自身が行う「自助」、自分だけでは解決や行うことが困難なことを、周囲や地域が協力して行う「共助」、個人、周囲、地域、あるいは民間の力では解決できないことを公共（公的機関）が行う「公助」を基本とした、村民、地区組織、行政の役割分担を明確にします。
- ② 事務事業の見直しと、村民と行政との役割分担の明確化により、村民の活動に委ねるべき事業は積極的に委ねていきます。
- ③ 地域の課題やニーズには積極的に対応していきます。また、簡素で効率的な行政を実現する観点から、地域や住民が参加する団体などによる公共サービスの提供を促進するため、積極的な連携・協力を努めます。
- ④ 村民各自の自発性を引き出し、村民総参加体制をつくるために地域コミュニティの制度・機能の見直しを行います。



(3) 住民合意による積極的な民間活用の推進

① 民間委託等の推進

村の責任を保持しつつ、信頼性、安全性、投資効果を十分勘案して、委託することがより効果的と判断される事業等は民間委託を進めます。

② 指定管理者制度^{*}の活用

指定管理者制度を引き続き活用するとともに、施設利用者の意見を取り入れるなど施設のサービス向上を図ります。

③ PFI^{*}手法の活用

新たな施設建設等を行う際には、より効率的で投資効果がある整備を進めるためPFI手法を検討します。

※指定管理者制度

公の施設の管理に民間の活力を活用し、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを目的に創設され、NPOや株式会社の民間団体が、議会の議決を得て指定管理者として指定されれば公の施設の管理を行うことができる制度。

※PFI

公共部門が実施していた社会資本整備を民間の資金・経営・ノウハウを導入し、民間事業者主導で実施しようとする手法。

(4) 徹底した情報提供・公開の推進

村民と行政が互いに情報を共有することがむらづくりの基本となるため、個人情報保護に考慮しつつ、広報誌・ホームページや地域組織を通じて積極的に情報を提供し公開します。また、行政組織内においても、常に情報共有しながら住民サービスの向上に努めます。

2 新たな時代に対応する行財政運営

(1) 行政組織の検証と検討

- ① 政策目標に基づき、効率的かつ効果的に事務事業を処理しうる弾力的な組織、また、ワンストップサービスを基本とした住民サービスに対応する組織づくりについて検討します。
- ② 政策、施策、事務・事業について、PDCA^{*}サイクルをもとに随時組織編成の見直しを行います。

※PDCA

計画策定 (Plan) → 実施 (Do) → 検証 (Check) → 見直し (Action)

(2) 自主性・自律性の高い財政運営

- ① 村の財政状況を分析した上で、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を随時見直します。
- ② 財政状況が総合的に把握できる情報を、わかりやすい方法で提供します。
- ③ 税源移譲の促進と税負担の公正確保を踏まえ、村税の徴収率の向上に積極的に取り組みます。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努め自主財源の確保を図ります。

(3) 補助金等の整理合理化

- ① 行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等については、

協働のむらづくりの基本理念を、職員及び住民一人ひとりがその認識を共有し、必要に応じて整理合理化を進めます。

② 終期の設定やPDCAサイクルに即した見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減を図っていきます。

(4) 公共工事の見直し及び入札制度の改善

① 地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコスト縮減に取り組みます。

② 公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめ、更なる適正化に向けて取り組みを進めます。

(5) 地方公営企業・地方公社の経営健全化

公共下水道事業の経費削減等、経営改善等に積極的に取り組みます。

3 職員の意識改革と定員及び給与の適正化

(1) 職員の意識改革

職員の意識改革や能力開発を目的とした研修制度の充実などにより、住民の期待に応えられる人材の育成に努めます。

(2) 定員管理の適正化

定員モデル^{*} や類似団体別職員数^{**} を積極的に活用し、人口等の変動に応じた適正な定員管理を図ります。

※定員モデル

各地方公共団体の職員数に関係がある行政需要に関連する指標（人口、世帯数、面積など）をもとに、その団体の定員管理の基準となる職員数（試算値）を算定するもの。具体的には、試算式にそれぞれの団体の指標（人口など）を当てはめると、その団体の部門ごとの試算値を出すことができる。おおむね3年ごとに見直し、改定を行う。

※類似団体別職員数

全国の市町村を人口と産業構造により、市については36、町村については85に分類し、人口1万人当たりの数値（単純値、修正値）から、その団体の定員管理の基準となる職員数を算定するもの。その団体の大まかな状況を把握する場合には単純値を、実際の職員配置を反映させた状況を把握する場合には修正値を用いる。

具体的には、単純値と修正値にその年3月末の住民基本台帳人口を乗じて1万（人）で除し、大きいほうの数値がその団体の定員の参考値となる。ここで使用する単純値と修正値は毎年見直し、改定される。

(3) 給与の適正化

① 業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

② 給与等の状況について、村民にわかりやすい形で積極的に公表します。

4 行政評価、人事評価の効果的・積極的な活用

(1) 行政評価

- ① 外部専門家を含めた評価手法を構築し、継続的に行政評価を実施します。
- ② 行政評価結果を効果的・積極的に活用し、PDCAサイクルに基づいた、事務・事業や組織編成など行政組織運営全般の点検・見直しを行います。

(2) 人事評価^{*}

人事評価システムの評価手法を検証するとともに、人事評価システムのもとに職員の能力、資質の向上を図ります。また、公正かつ客観的な人事評価を行うため、引き続き評価者全員の研修を継続的に実施します。

※人事評価

職員が職務の遂行において発揮した能力及び成果を、職務内容と職責に応じて評価すること。

5 広域行政等地域連携の強化・推進

(1) 広域行政の推進

広域的な事務処理体制の簡素化・効率化及び体制の強化に向けて、引き続き積極的に広域連合等に参画し、広域的な事務事業の調整・強化を図りつつ、総合的な広域行政を推進します。

(2) 広域的な地域連携

「自立」と「相互補完」の精神のもと、地域振興に向けて地域の資源、機能、基盤を相互に活用・共有化し、補完的・強調的活動を行う水平的なネットワーク構造である「広域的な地域連携」に取り組みます。